

「介護施策に関する行政評価・監視—高齢者を介護する家族介護者の負担軽減対策を中心として—」の勧告に対する改善措置状況

勧告先：厚生労働省

勧告日：平成30年6月19日

回答日：平成30年12月12日（改善状況は11月28日現在）

1 介護保険サービスの整備の的確な推進

主な勧告（調査結果）

- 地方公共団体に対し、介護保険サービスの整備を計画的かつ着実に進めるため、介護保険事業（支援）計画における各年度の計画の達成状況の点検・評価について、適切に実施するよう改めて助言。併せて、点検・評価の効果的な取組等について情報提供

◆ 介護保険事業（支援）計画の達成状況の点検・評価が不十分

- ・ 計画の達成状況の点検・評価が未実施の自治体 17/60自治体
- ・ うち、利用実績と利用見込み量との間に50%以上のかい離のあるサービスを有する自治体 10/17自治体

主な改善措置状況

- 都道府県等の点検・評価の状況の聴取により把握した課題を基に、介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手順や考え方を整理した「手引き」を作成し、各年度において計画の達成状況の点検・評価を適切に実施するよう、平成30年7月に都道府県等に通知
「手引き」では、進捗管理等の重要性を説明するとともに、円滑に点検・評価できるよう「サービス見込量の進捗管理のための作業シート」を掲載

2 介護人材の確保の着実な推進

主な勧告（調査結果）

- ①都道府県に対し、介護保険事業支援計画について、各年度の介護人材の確保に係る定量的な目標設定や点検・評価の実態を把握し、効果的な方法を情報提供、毎年度の点検等の徹底を助言。②補正後の都道府県別介護職員数を毎年度情報提供

◆ 都道府県では、介護保険事業支援計画における介護人材の確保等に関する各年度の定量的な目標値の設定が進んでいない

- ・ 平成27年度における介護人材の定量的な目標設定 2/20都道府県

◆ 都道府県では、管内の介護職員数を的確に把握できていない

- ・ 平成27年度の管内の介護職員数を未把握 5/20都道府県
- ・ 国の把握数より5千人以上かい離した数で把握 5/15都道府県

主な改善措置状況

- ① 前述の「手引き」に、介護人材の確保に係る定量的な目標設定や点検・評価の具体例を例示した「取組と目標に対する自己評価シート」を掲載するとともに、毎年度の点検と未達成の場合における原因等の分析の徹底を図ることの重要性を記載
- ② 平成30年6月に、「介護サービス施設・事業所調査」により把握したデータを回収率により補正した後の平成26、27及び28年度の介護職員数について都道府県に提供。平成29年度分については、追って提供する予定

3 介護休業制度等の周知促進

主な勧告(調査結果)

- 都道府県労働局に対し、
 - ① 地域包括支援センターにおける制度の十分な理解、家族介護者への周知の確保が図られるよう、同センターへの働き掛けを的確に実施
 - ② 周知要請すべき関係機関・団体を明確化し要請を徹底、周知要請先における取組状況を把握し、周知が図られるための必要な対応を実施
- ◆ 働きながら介護に従事するために必要な介護休業制度等の情報が十分浸透していない
 - ・ 家族介護者への意識調査結果において、介護休業を利用したことがないとする者が<95.7%> うち、介護休業自体を知らないとする者が<63.4%>
 - ・ 介護休業制度等の平成28年度改正内容が就業規則に適切に反映されていない事業所が5割以上(47/91事業所)
- ◆ 家族介護者や事業所への制度周知のための地域包括支援センターや関係機関・団体への要請等が不十分
 - ・ 要請先における要請の趣旨の理解が不十分、要請先における周知の取組を未把握等(17労働局)

主な改善措置状況

- 平成30年7月に、通知を発出し、
 - ① 地域包括支援センターへの働き掛けを的確に行うこと
 - ② 関係機関・団体への介護休業制度等の改正内容の周知徹底等を行うことを都道府県労働局に指示
- 上記②に関連し、平成30年9月に、「育児・介護休業法のあらまし及び規定例」を都道府県労働局に配布し、平成29年1月及び10月施行の法改正内容の関係機関・団体等への周知を促進

4 家族介護者の求職・就職実態の把握・分析

主な勧告(調査結果)

- 事務処理方法を見直し、ハローワークシステムの機能の活用等により、家族介護者の求職及び就職の実態を的確に把握・分析し、家族介護者に重点を置いた就職支援の在り方検討
- ◆ 再就職が容易でない家族介護者に重点を置いた就職支援は未実施
 - ・ 専用の相談窓口の設置等の家族介護者に重点を置いた就職支援を実施している労働局なし
 - ・ 家族介護者に重点を置いた就職支援の必要性や方法の検討については、家族介護者の求職・就職実態を統計的に把握していないため、未着手

主な改善措置状況

- 平成30年6月に、求職者が就業に当たって家族の介護に留意する必要があることを把握した場合にコード入力を行うこと等を都道府県労働局に通知により指示するとともに、全国会議で徹底
- 入力されたデータを基に、ハローワークシステムの統計機能を用いて求職・就職状況の分析に着手しており、引き続き、家族介護求職者に重点を置いた就職支援の在り方について検討する予定

介護施策に関する行政評価・監視 — 高齢者を介護する家族介護者の負担軽減対策を中心として — の結果に基づく勧告に対する改善措置状況 (1 回目のフォローアップ) の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成 28 年 12 月～30 年 6 月
- 2 対象機関 調査対象機関：厚生労働省
関連調査等対象機関：都道府県(20)、市町村等(40)、地域包括支援センター(50)、民間事業所、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成 30 年 6 月 19 日 厚生労働省

【回答年月日】 平成 30 年 12 月 12 日 ※ 改善状況は平成 30 年 11 月 28 日現在

【調査の背景事情】

- 高齢者人口の増加に伴い、介護保険制度上の要支援・要介護の認定者数は、平成 26 年度末現在で約 606 万人（平成 12 年度末の 2.37 倍）に増加するとともに、家族の介護・看護を理由として離職・転職した者は、年間 10 万人を超える状況にある。
- このような中で、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成 27 年 11 月 26 日一億総活躍国民会議）では、「介護離職ゼロ」に向けた取組を掲げ、2020 年代初頭までに、介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、現行の介護保険事業計画等における約 38 万人分以上（2015 年度から 2020 年度までの増加分）の整備加速化に加え、介護施設、在宅サービス及びサービス付き高齢者向け住宅の整備量を約 12 万人分前倒し・上乘せし、約 50 万人分以上に拡大することなどが盛り込まれた。
- また、平成 28 年 3 月には、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）等が改正され、介護離職の防止に向け、介護休業の分割取得（3 回まで、計 93 日。平成 29 年 1 月施行）等の制度の拡充が図られた。さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）では、介護する家族の不安や悩みに応える相談機能の強化・支援体制の充実、介護休業・介護休暇を取得しやすい職場環境の整備等が新たに決定された。
- このように、「介護離職ゼロ」に向けた取組が進められる一方で、利用が低調な介護施設がある、介護休業制度等について知らない人がいるなどの指摘もあり、既存の制度及びサービスの活用を一層進めることも課題と考えられる。
- この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、高齢者を介護する家族介護者の負担軽減の観点を中心として、仕事と介護の両立を図るための介護保険サービスの利用状況や介護休業制度等の利用の促進に向けた取組状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>1 介護保険サービス等の整備</p> <p>(1) 介護保険事業（支援）計画の達成状況の点検・評価の推進 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、地域の実態やニーズを的確に反映した介護保険サービスの整備を計画的かつ着実に進める観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 都道府県及び市町村等の介護保険事業（支援）計画の各年度における達成状況の点検・評価について、介護保険法や基本指針等の内容・趣旨を踏まえ、適切に実施するよう都道府県及び市町村等に改めて助言すること。</p> <p>② 上記①の点検・評価の状況について把握するとともに、効果的な点検・評価の方法について都道府県及び市町村等に示すこと。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県及び市町村等は、介護保険法や国が作成した基本指針等に基づき、3年を1期(※)とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する「介護保険事業（支援）計画」を策定 (※)平成27年度～29年度が第6期計画期間、30年度～32年度が第7期計画期間 ○ 同計画には、各年度の介護施設の必要利用定員総数その他の介護保険サービスの種類ごとの量の見込み（以下「利用見込み量」）を設定 ○ 基本指針では、各年度において、介護保険事業（支援）計画の達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施することが重要であると指摘 <p><調査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本調査では、意識調査でケアマネジャー等が不足を感じているとの回答が多かったものを中心とする次の10サービスを抽出して調査 ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、②介護老人保健施設、③認知症対応型共同生活介護、④夜間対応型訪問介護、⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護、⑥短期入所生活介護（ショートステイ）、⑦訪問介護、⑧通所介護、⑨小規模多機能型居宅介護、⑩複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） ○ 介護保険事業（支援）計画で介護保険サービスの整備を進める上での基礎となるサービスの利用量を見込んでいない、見込んでいても利用実績とかい離する状況あり <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記10介護保険サービスの介護保険事業（支援）計画における推進実態をみると（20都道府県・40市町村等の延べ600サービス） 	<p>→ 都道府県及び市町村等の介護保険事業（支援）計画について、①各年度において達成状況の点検・評価をすること及び②効果的な点検・評価の方法を平成30年7月30日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知「介護保険事業（支援）計画の進捗管理について」で都道府県・市町村等に示した。</p> <p>具体的には、都道府県及び市町村等の点検・評価の状況を聴取し、その聴取で把握した課題を基に、都道府県等による計画作成後の進捗管理の手順や考え方について、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」に取りまとめた。</p> <p>また、②効果的な点検・評価の方法の提示については、同手引きにおいて、サービス見込量の進捗管理の重要性を説明するとともに、円滑に点検・評価できるよう、「サービス見込量の進捗管理のための作業シート」を掲載し、活用を促した。</p>

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>i) 第6期の計画期間(平成27年度～29年度)を通して利用見込み量が未設定のものが延べ42サービス(2都道府県・22市町村等)</p> <p>ii) 平成27年度における利用見込み量に対する利用実績の割合が、50%未満のものが延べ42サービス、150%以上のものが延べ6サービスあり</p> <p>○ 介護保険事業(支援)計画の達成状況の点検・評価が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の達成状況の点検・評価が未実施の自治体<28.3%(17/60自治体)>のうち、利用実績と利用見込み量との間に50%以上のかい離のあるサービスを有する自治体<58.8%(10/17自治体)>(該当延べ15サービス) <p>(2) 基金事業計画に基づく整備事業の事後評価の徹底(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、地域の実態やニーズを的確に反映した介護保険サービスの整備を計画的かつ着実に進める観点から、基金事業計画に基づく介護保険サービスの整備のための事業については、それを行う都道府県等に対し、各年度における事後評価の的確な実施及び未達成の場合の原因等の分析の徹底を図るよう要請する必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働大臣は、医療介護総合確保促進法に基づき、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本方針(以下「総合確保方針」という。)を策定 ○ 都道府県及び市町村は、総合確保方針に即して地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画(基金事業計画)を作成 ○ 基金事業計画に記載された事業に関する経費に充てるため、消費税増税分を活用した基金(地域医療介護総合確保基金)を都道府県に設置(介護分については、平成27年度から介護施策等の整備に関する事業及び介護従事者の確保に関する事業を実施) ○ 総合確保方針において、都道府県は、各年度に事業ごとの実施状況を把握し、点検するとともに、事後評価を実施し、その結果を国に提出するとともに、公表する努力義務あり ○ 国は、都道府県等に対して、目標が未達成の場合にはその原因等に対する見解と改善の方向性を記載するよう通知 <p><調査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 単年度(27年度)の整備事業で事後評価が不十分 	<p>厚生労働省が講じた改善措置状況</p> <p>→ 平成30年7月24日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長連名通知「「介護施策に関する行政評価・監視－高齢者を介護する家族介護者の負担軽減策を中心として－」結果報告書に基づく地域医療介護総合確保基金(介護分)に関する勧告に対する留意事項について」を發出し、事後評価に係る目標の達成状況の毎年度の点検及び、目標が未達成の場合には原因等に対する見解と改善の方向性の記載等の適切な実施について、都道府県に要請した。あわせて、事後評価の適切な実施に資するよう「都道府県計画事後評価チェックリスト」を添付し、活用を促した。</p> <p>また、都道府県等における事後評価に資するよう、平成30年7月10日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長、老健局高齢者支援課長・振興課長、保険局医療介護連携政策課長連名通知「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の平成30年度の取扱いに関する留意事項について」に添付している様式例において、事後評価に係る目標の達成状況に係る記載内容を充実させた。</p> <p>さらに、都道府県における各事業の効果的な目標設定に資するよう、平成30年9月14日開催の第12回医療介護総合確保促進会議において、各事業に対応する評価指標案(アウトプット指標及びアウトカム指標)を提示した。</p>

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>① 整備実績が未把握等のため達成率自体が把握できない整備事業が<43%> (60事業中26事業)</p> <p>② 達成率が50%未満のもののうち原因分析等が行われていない整備事業が<65%> (17事業中11事業)</p> <p>(3) 介護の事前準備に必要なとなる介護保険制度等の情報の周知 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、一億総活躍社会の実現という政府方針の下、介護離職ゼロの実現を図る観点から、労働者個々が介護への実効性のある備えを行うために必要な情報の提供・周知を図るため、国民健康保険加入の40歳に到達した者等の第2号被保険者に対する介護保険制度等についての周知が徹底されるよう、そのための取組を促進する必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 厚生労働省は、40歳に到達し介護保険料の徴収が開始される者を始め、介護保険の第2号被保険者(40歳から64歳までの医療保険加入者)に対する介護保険制度の周知を図るため、都道府県に対し、管内の国民健康保険の保険者及び関係団体を通じた国民健康保険の加入者たる第2号被保険者への介護保険制度の周知について協力を依頼。また、健康保険組合連合会や全国健康保険協会等に対しても、健康保険等の加入者たる第2号被保険者への介護保険制度の周知について協力を依頼</p> <p><調査結果></p> <p>○ 介護の事前準備に必要な情報の周知が十分図られていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護を始める前に知らなかったと回答した者が「介護保険サービス」が53.0%、「介護休業」が72.8% (意識調査結果) <p>○ 市町村において周知の重要性が十分理解されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象40市町村等における40歳に到達した国民健康保険加入者への介護保険制度の周知状況をみると、未実施の市町村等が67.5% <p>2 介護人材の確保</p> <p>(1) 介護人材の確保に係る目標の設定及びその事後評価の推進 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、介護人材を着実に確保する観点から、都道府県において人材確保に向けた取組の進捗管理が的確に行われるよう、次の措置を講ず</p> </div>	<p>厚生労働省が講じた改善措置状況</p> <p>→ 40歳に到達し、保険料の徴収が開始される方をはじめとする第2号被保険者に介護保険制度を周知するためのリーフレットの内容を更新し、平成30年10月1日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知「介護保険の第2号被保険者に対する介護保険制度周知について(依頼)」を発出し、各医療保険者に対し、当該リーフレットを活用した介護保険制度の周知を改めて依頼した。また、平成31年3月開催予定の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議においても周知の必要性を改めて説明し、周知する予定である。</p> <p>→ 都道府県等の介護保険事業支援計画について、平成30年7月に示した「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き」内で人材の確保に係る</p>

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>る必要がある。</p> <p>① 介護保険事業支援計画については、都道府県における各年度の介護人材の確保に係る定量的な目標の設定や当該目標の達成状況の点検・評価の実施状況を把握し、効果的な目標設定や点検・評価の方法について都道府県に情報提供すること。</p> <p>また、介護保険事業支援計画において定められた介護人材の確保に係る目標の達成状況を毎年度点検し、未達成の場合はその原因等の分析の徹底を図るよう都道府県に助言すること。</p> <p>② 基金事業計画については、都道府県における各年度の介護人材の確保に係る定量的な目標の設定や当該目標の達成状況の点検・評価の実施状況を把握し、効果的な目標設定や点検・評価の方法について都道府県に情報提供すること。</p> <p>また、基金事業計画において定められた介護人材の確保に係る目標の達成状況を毎年度点検し、未達成の場合はその原因等の分析の徹底を図るよう都道府県に要請すること。</p> <p>③ 厚生労働省が毎年度「介護サービス施設・事業所調査」により把握した補正後の都道府県別の介護職員数について、毎年度都道府県に提供すること。</p> <p>(説明) <制度の概要等> ○ 厚生労働省は、平成37年度(2025年度)の介護人材の需要見込みを推計(※)し、37.7万人が不足するとの見込み</p>	<p>PDCAの取組例を都道府県等に示した。</p> <p>具体的には、都道府県の点検・評価の状況を聴取し、その聴取で把握した課題を基に、同手引きに「取組と目標に対する自己評価シート」を掲載し、介護人材の確保に係る定量的な目標設定や当該目標の達成状況の点検・評価の実施の具体例を都道府県等に情報提供した。</p> <p>また、毎年度の点検と未達成の場合における原因等の分析の徹底を図るため、その重要性を同手引きに記載するとともに、同シートにおいて、目標未達成の場合における原因分析や改善の方向性の記載例を示し、原因等の分析方法について周知した。</p> <p>→ 平成30年7月10日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長、老健局高齢者支援課長・振興課長、保険局医療介護連携政策課長連名通知「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の平成30年度の取扱いに関する留意事項について」において、都道府県における効果的な目標設定や点検・評価に資するよう計画やその事後評価の様式例の改正を行い、都道府県に通知した。</p> <p>加えて、平成30年7月24日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長連名通知「「介護施策に関する行政評価・監視－高齢者を介護する家族介護者の負担軽減策を中心として－」結果報告書に基づく地域医療介護総合確保基金(介護分)に関する勧告に対する留意事項について」を發出し、事後評価に係る目標の達成状況の毎年度の点検及び目標が未達成の場合の原因等に対する見解と改善の方向性の記載等の適切な実施について、都道府県に要請した。</p> <p>なお、都道府県が事後評価時に、事後評価に係る目標の達成状況及び、目標が未達成の場合の原因等に対する見解と改善の方向性の記載について確認できるよう、「都道府県計画事後評価チェックリスト」の活用を促した。</p> <p>→ 平成30年6月19日付け事務連絡「都道府県別職員数の情報提供について」を發出し、「介護サービス施設・事業所調査」により把握した平成26、27及び28年度の補正後の都道府県別の介護職員数を都道府県に提供した。</p> <p>なお、平成29年度分については、現在、調査結果を集計中であるため、集計ができ次第、提供する予定である。</p>

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>(※) 当該推計では、都道府県別に平成29年度、32年度の需要見込みも推計され公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県は、介護保険法等に基づき、介護保険事業支援計画に、「介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項」を定めるよう努めるものと規定 ○ また、同法に基づく基本指針においては、「人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項」を定める場合は、具体的な目標（可能な限り定量的な目標値、時期）を掲げるもののほか、各年度において、計画の達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施することが重要と指摘 ○ 厚生労働省は、毎年度「介護サービス施設・事業所調査」（介護サービス事業所に調査票を配付、直接回収）を実施し、都道府県別の介護職員数等を把握（回収率でデータを補正し使用） <p><調査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護サービス業の有効求人倍率は高水準 <ul style="list-style-type: none"> ・ 【全国】 全職種平均の2倍以上で毎年度増加<27年度2.69倍> ・ 【調査対象20都道府県】 <27年度1.50～5.35倍> ○ 介護人材不足により介護保険サービスの提供に支障が生じる事態が発生 ○ 必要な介護人材の確保を着実に進めるための取組が不十分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県では、介護保険事業支援計画における介護人材の確保等に関する各年度の定量的な目標値の設定が進んでいない。 <ul style="list-style-type: none"> → 27年度に確保すべき介護人材の定量的な目標値を設定している都道府県は <10%（2/20都道府県）> ○ 都道府県では、管内の介護職員数を的確に把握できていない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 27年度の管内の介護職員数を把握していない都道府県が<25.0%（5/20都道府県）> → 管内の介護職員数を把握する15都道府県のうち、国の把握数より5千人以上かい離れた数で把握している都道府県が<33.3%（5/15都道府県）> <p>⇒ 都道府県からは、国が調査により把握している介護職員数の補正後の数値を毎年度提供してほしいとの意見・要望あり</p> <p>(2) 介護人材の確保に向けた各種事業の効果的な実施 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、介護人材を着実に確保する観点から、都道府県における人材確保に向けた取組について、必要な見直しが行われ、効果的な取組が進められるよう、次の措置を講ずる必要がある。</p> </div>	<p>→ 平成30年7月24日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長連名通知「「介護施策に関する行政評価・監視－高齢者を介護する家族介護者の負担軽減策を中心として－」結果報告書に基づく地域医療介護総合確保</p>

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>① 基金事業計画に基づき実施している介護人材の確保に関する各事業については、目標値の指標を適切に設定し、その実施状況の把握、点検及び評価を徹底するとともに、その評価結果に基づき、事業内容の的確な見直しを行うよう、都道府県に要請すること。</p> <p>② 介護福祉士修学資金等貸付事業については、その利用が促進されるよう、介護の仕事に対する啓発、貸付制度の周知への一層の対応を図ること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>(地域医療介護総合確保基金による介護従事者の確保に関する事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「介護従事者の確保に関する事業」は、地域医療介護総合確保基金の対象事業の一つであり、平成 27 年度から、都道府県において、地域の実情に応じて、多様な介護人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善を図るために実施 ○ 地域医療介護総合確保基金の対象事業については、総合確保方針において、都道府県は各年度にその実施状況を把握し、点検するとともに、事後評価を実施し、その結果を国に提出し、また、公表する努力義務あり <p>(介護福祉士修学資金等貸付制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護福祉士修学資金貸付事業は、介護福祉士を目指す者に対し、都道府県から介護福祉士養成施設等への修学資金の貸付けを行うもの。介護福祉士養成施設等の在学期間中に月額 5 万円を限度に無利子で貸付けを受けられる上、貸付けを受けた者が介護福祉士養成施設等を卒業後に当該都道府県内で継続して 5 年間介護の業務に従事した場合には、貸付金の全額の返還を免除。また、都道府県によっては、貸付枠（貸付可能人数）を設定 ○ 再就職準備金貸付事業は、離職した介護人材のうち一定の要件を満たす者に対し、都道府県から介護職員として再就職する際に必要となる準備金の貸付けを行うもの。この貸付けは、一回を限度として 20 万円を上限に無利子で貸付けを受けられる上、貸付けを受けた者が当該都道府県内で介護職員として 2 年間継続して従事した場合には、貸付金の全額の返還を免除。また、都道府県によっては、貸付枠（貸付可能人数）を設定 	<p>基金（介護分）に関する勧告に対する留意事項について」を発出し、目標に関する適切な指標の設定、目標の達成・実現状況の把握を踏まえた適切な事後評価の実施、事後評価の結果に基づく事業内容の的確な見直しについて、都道府県に要請した。</p> <p>さらに、都道府県における各事業の効果的な目標設定に資するよう、平成 30 年 9 月 14 日開催の第 12 回医療介護総合確保促進会議において、各事業に対応する評価指標案（アウトプット指標及びアウトカム指標）を提示した。今後、国が策定する評価指標として提示する予定である。</p> <p>→ 介護福祉士修学資金等貸付事業については、都道府県が参加する全国会議（平成 30 年 3 月、9 月）において、ハローワークや関係団体と連携した事業の実施について周知に努めるとともに、制度の積極的な活用を促した。</p> <p>また、平成 30 年度中に、福祉・介護の体験型イベント等を行い、介護の魅力 PR する事業を実施する予定である。</p>

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p><調査結果></p> <p>(地域医療介護総合確保基金による介護従事者の確保に関する事業)</p> <p>○ 平成27年度の基金事業計画に基づき実施する事業において、介護現場で介護に従事する者がどれだけ確保できたのか等を把握するものとなっていないものあり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護の職場体験 <ul style="list-style-type: none"> → 職場体験の開催回数、体験人数等のみを目標値とし、事後評価を実施<16都道府県> 一方、介護分野への進学・就業者数等を目標値とし、事後評価を実施<2都道府県> ・ 潜在介護職員の再就職促進 <ul style="list-style-type: none"> → 研修会の開催回数等のみを目標値とし、事後評価を実施<10都道府県> 一方、介護分野への就業者数を目標値とし、事後評価を実施<5都道府県> <p>(介護福祉士修学資金等貸付制度)</p> <p>○ 介護福祉士修学資金貸付事業については、都道府県によって事業効果が区々</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付枠に対する新規貸付決定者数の割合は<74%(9,203人/12,374人)> → 割合が50%台以下<4都道府県> ・ 平成21年度の新規貸付決定者のうち5年間介護業務に従事し、全額返還免除された者の割合は<74%(677人/915人)> → 都道府県別では<33%~92%>と区々 ・ 平成21年度の新規貸付枠に対する人材確保につながった全額又は一部返還免除者の合計(枠数)の割合は<47%(745人/1,578人)> → 都道府県別では<7%~80%>と区々 → 30%未満も<3都道府県> <p>⇒ 都道府県からは、介護の仕事に対する啓発不足を挙げ、国に対して更なる周知等を求める意見あり</p> <p>○ 再就職準備金貸付事業については、貸付実績が低調</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付実績なしの都道府県が<50%(10/20都道府県)> → 残りの都道府県の貸付実績も<1件~15件> ・ 貸付枠を設定する14都道府県における未消化の貸付枠の割合は<98%(3,934人/4,034人)> <p>⇒ 都道府県では、原因は当該事業の周知不足が課題であり、その対応を求める意見あり</p>	

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>3 働きながら介護ができる環境の整備</p> <p>(1) 介護休業制度等の利用環境の整備 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、仕事と介護の両立を可能とする職場環境の整備を図る観点から、介護休業制度等の周知を徹底するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 家族介護者への周知については、地域包括支援センターにおいて、情報提供の必要性、制度の内容等が十分に理解され、家族介護者に対する情報提供が確実に行われるようにするため、同センターに対する周知の働き掛けを的確に行うよう労働局に指示すること。</p> <p>② 事業所への周知については、労働局において、周知要請すべき関係機関・団体を明確にし、その要請を徹底するとともに、周知要請をした関係機関・団体における取組状況を把握するものとする。また、関係事業所への周知のための取組が行われていない場合は、関係事業所への周知が図られるための必要な対応を行うよう労働局に指示すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 育児・介護休業法により、事業主は、労働者の申出に基づき介護休業（93日）、介護休暇（5日）を利用させるほか所定労働時間の短縮等の措置を講ずる義務等あり → 平成29年1月、同法の改正により制度拡充：3回を限度に介護休業の分割取得が可能等 ○ 事業所は介護休業制度等に関する規定を就業規則に整備することが必要 ○ 厚生労働省は、都道府県労働局に対し、次の取組を指示 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族介護者への制度等の周知のため地域包括支援センターとの連携 ・ 事業所への制度等の周知のため関係機関・団体（※）に協力要請 （※）都道府県、市町村等、経営者協会、商工会議所・商工会、労働組合 <p><調査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 働きながら介護に従事するために必要な介護休業制度等の情報が十分浸透していない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族介護者における介護休業制度等の認知度が低い。 → 家族介護者への意識調査結果において、介護休業を利用したことがないとする者が<95.7%>。うち、介護休業自体を知らないとする者が<63.4%> 	<p>→ 平成30年7月30日付け厚生労働省雇用環境・均等局長通知「『介護施策に関する行政評価・監視』の結果に基づく勧告」への対応について」を都道府県労働局雇用環境・均等部（室）長宛てに、発出して、地域包括支援センターへの働き掛けを的確に行うこと及び関係機関・団体への周知徹底等を行うことを労働局に指示した。</p> <p>また、平成30年9月に、29年1月及び10月施行の法改正の内容を盛り込んだ「育児・介護休業法のあらまし及び規定例」を都道府県労働局に配布し、関係機関・団体等への周知に活用するよう促した。</p> <p>さらに、平成30年11月28日開催の平成30年度臨時全国雇用環境・均等部室長会議において、勧告内容の徹底を指示した。</p>

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所に介護休業制度等の28年度改正内容が十分に伝わっていない。 <ul style="list-style-type: none"> → 介護休業制度等の28年度改正内容の就業規則への反映状況について調査した結果、介護休業制度等の改正内容が就業規則に適切に反映されていない事業所が<51.6% (47/91事業所)>あり ○ 家族介護者や事業所への制度周知のための関係機関・団体への協力要請等が不十分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働局における地域包括支援センターへの周知の働き掛けが十分でない。 <ul style="list-style-type: none"> → 労働局が周知の働き掛けを未実施 <3労働局・7センター> → 地域包括支援センターが労働局から周知の働き掛けを受けた認識がない又は認識していても家族介護者への周知の必要性等を理解していない。<14労働局・34センター> ・ 労働局における関係機関・団体への周知要請が十分でない。 <ul style="list-style-type: none"> → 労働局による周知協力の要請先が、都道府県、市町村等、経営者協会、商工会議所・商工会、労働組合の一部にとどまる <2労働局> → 労働局が要請先による事業所への周知の取組状況を全部又は一部について把握していない。<17労働局> <p>(2) 家族介護者の就職支援の在り方検討 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、一億総活躍社会の実現という政府方針の下、介護を理由として退職した者に対して、その希望するときに再び雇用の機会が与えられるようにする観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① ハローワークシステムの機能を活用すること等により、家族介護者の求職及び就職の実態を的確に把握し、分析すること。</p> <p>② また、この結果を踏まえ、女性、高齢者等に対するきめ細かな就職支援と同様、家族介護者である求職者に重点を置いた就職支援の在り方について検討すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国は、介護を理由として退職した者に対して、その希望するときに再び雇用の機会が与えられるようにするため、職業指導、職業紹介、職業能力の再開発の措置等が効果的に関連して実施されるように配慮するとともに、円滑な再就職を図るため必要な援助を行う（育児・介護休業法第32条） ○ 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）では「介護離職ゼロ」が3大目標の一つ。女性、高齢者等にはきめ細かな就職支援の方策について 	<p>厚生労働省が講じた改善措置状況</p> <p>→ 各都道府県労働局職業安定部長に対し、求職者が就業に当たって家族の介護に留意する必要があることを把握した場合にコード入力を行うこと等を内容とする平成30年6月19日付け厚生労働省職業安定局首席職業指導官通知「「介護施策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」への対応について」（以下「通知」という。）を発出し、あわせて、同年6月29日の全国職業安定部長等会議において、当該通知に基づく取扱いの徹底を指導した。</p> <p>これにより入力されたデータを元に、ハローワークシステムの統計機能を用いて分析を行った結果、以下の内容が確認された（平成30年6月から9月までの結果を分析）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業に当たって家族の介護に留意する必要がある求職者（以下「家族介護求職者」という。）の新規求職申込者数は約5千人（同時期のハローワークの新規求職者全体の0.4%）であった。また、家族介護求職者のうち、離職理由として家族の介護・看護を挙げた者の人数は約3割程度であった。 ・ さらに、家族介護求職者の状況について性別及び年齢別でみたところ、

勧告事項等	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>て示されているが、家族介護者に関しては就職支援に関する特段の言及なし</p> <p>○ 厚生労働省本省は、毎年度「地方労働行政運営方針」により、当該年度における業務運営の方針を職業安定業務も含め都道府県労働局に提示</p> <p><調査結果></p> <p>○ 家族介護者の再就職が容易でない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族介護者への意識調査結果において、 <ul style="list-style-type: none"> ① 介護離職時に仕事の継続希望があり、就職活動を行った者のうち、再就職できていない者が<56.3%>、 ② 再就職し、現在、正規の職員・従業員で就業している者は<20.6%> <ul style="list-style-type: none"> → 介護離職時に正規の職員・従業員であった者の割合<49.5%>の半分以下 ○ 再就職が容易でない家族介護者に重点を置いた就職支援は未実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 専用の相談窓口の設置等の家族介護者に重点を置いた就職支援を実施している労働局なし ・ 家族介護者に重点を置いた就職支援の必要性や方法の検討については、家族介護者の求職・就職実態を統計的に把握していないため、未着手 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規求職者全体と比べて、家族介護求職者の女性比率が高くなっている。 ・ 新規求職者全体と比べて、家族介護求職者の45歳以上の比率が高くなっている。 ・ 家族介護求職者の就職率は性別、年齢を考慮しても新規求職者全体の就職率より低くなっている。 <p>上記のとおり、ハローワークにおける家族介護者の求職・就職状況の実態について一定程度の情報が得られたところであるが、データを把握した期間は約3か月と短期間であり、家族介護求職者の求職及び就職の実態を的確に把握するまでには至っていない。このため、年度内の一定期間のみの情報を元に一般化することについては慎重な対応が必要である。</p> <p>このため、今後も引き続きハローワークにおいてコード入力を行うこと等を徹底するとともに、年間を通じた求職・就職状況を分析することにより、家族介護求職者に重点を置いた就職支援の在り方について検討する。</p> <p>※ なお、子育て中の女性等の個別支援の対象者は約17,800人（平成30年7月から9月まで）、高齢者専門の相談窓口である生涯現役支援窓口の個別支援の対象者は約18,300人（平成30年6月から9月まで）となっている。</p>